

令和 8 年度岩手県南中小企業製造業等 D X 伴走支援業務公募型プロポーザル審査要領

令和 8 年 4 月 岩手県県南広域振興局経営企画部経営企画室産業振興課

本「公募型プロポーザル審査要領」（以下、「審査要領」という）は、岩手県（以下、「県」という。）が実施する、「令和 8 年度岩手県南中小企業製造業等 D X 伴走支援業務（以下、「本業務」という）」に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下、「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、公募型プロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。
- (2) 「令和 8 年度岩手県南中小企業製造業等 D X 伴走支援業務公募型プロポーザル実施要領」5 (2) ウのとおり、参加者が 4 者を超える場合には、一次審査として、企画提案書等による審査（以下、「一次審査」という。）を実施し、項番 4 の個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、上位と評価された 4 者を選定する。なお、参加者が 4 者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- (3) 選考委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、項番 4 の個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位 3 者まで順位点（1 位－5 点、2 位－3 点、3 位－1 点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。
なお、一次審査を行っている場合、企画提案書等のほか、プレゼンテーションを踏まえて再度評価・評点を行う。
- (4) 総得点と同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選考委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (5) 参加者が 1 者のみであった場合でも、選考委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で郵送により通知する。

4 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、次のとおりとする。

審査項目	審査観点	配点
1 全体		【15】
企画提案の内容全体に関して	ア 事業の趣旨を理解した内容となっているか。 イ 実施スケジュールが無理のないものであるか。 ウ 予算の範囲内で、効率的、効果的な内容となっているか。	15
2 必須事項に関する企画		【60】
(1) 事業者募集	ア 対象企業に向けた効果的な内容で、当該事業の募集について、広く周知する企画提案か。 イ 募集方法などの工夫がみられるか。	15
(2) 伴走支援	ア 企業の生産性向上に寄与するために必要な支援を行う企画提案か。 イ 伴走支援の手法に工夫がみられるか。	30
(3) 成果報告会	ア 支援した企業のみならず、成果報告会を通じて、これからDXの取組を行おうとする企業に参加しやすい報告会を実施する企画提案か。 イ 報告会の実施方法について具体的な内容になっているか。	15
3 自由提案に関する企画		【10】
事業効果を高めるための方策(自由提案)	ア 必須事項で実施する事業の効果をさらに高めるための独自の提案があり、その内容が優れたものとなっているか。 イ 効果的な内容であるか、実現可能性はあるか。	10
4 業務遂行能力関係		【15】
(1) 業務遂行能力	ア 提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。 イ 十分実施可能な提案内容であるか。 ウ 伴走支援を実施する担当者は資格等を有しているか。	10
(2) 積算内訳	ア 積算単価や数量は妥当なものであるか。 イ 提案内容と整合性はとれているか。	5